

名古屋証券取引所における相対交渉市場創設に関する パブリックコメント(意見提出手続)実施について

本所は、平成9年12月から立会取引の補完機能として大口取引、終値取引及びバスケット取引(いわゆる立会外取引)を実施していますが、大口取引の対象数量(最低売買単位の100倍以上)に満たない立会外取引を行いたとの希望等、投資家ニーズに対応した新市場として「相対交渉市場」を開設するため諸規則の制定を行います。

同市場の概要は、以下のとおりであり、平成11年6月上旬の本所理事会で関係規則案を諮り、大蔵大臣の認可申請手続を行う予定です。

相対交渉市場の概要

平成 11 年 4 月 28 日

項 目	内 容
1．相対交渉市場の開設	本所は、現行の立会による市場を競争売買等により売買を行う市場（以下「競争売買等市場」という。）と名称を改めるとともに相対交渉等により取引をする市場を開設する。
2．上場	競争売買等市場の本所上場株券（新株を含む。）及び上場転換社債券は、原則として相対交渉市場にも上場する。
3．取引区分	相対交渉市場は、単一銘柄取引及びバスケット取引に区分して行うものとする。
4．取引数量	単一銘柄取引：最低売買単位以上 バスケット取引：15銘柄以上、かつ、売買代金合計が1億円以上
5．取引時間	単一銘柄取引：午前8時20分～午後4時30分（半休日：午前8時20分～午後0時30分） うちクロス取引以外は、午前8時20分～午前8時50分、午前11時05分～午後0時30分、 午後3時20分～午後4時30分 （半休日：午前8時20分～午前8時50分、午前11時20分～午後0時30分） バスケット取引：午前8時20分～午前8時50分、午前11時05分～午後0時30分、午後3時20分～午後4時30分 （半休日：午前8時20分～午前8時50分、午前11時20分～午後0時30分）
6．取引価格	<p>単一銘柄取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前8時50分～午前11時00分及び午後0時30分～午後3時15分までの間（半休日：午前8時50分～午前11時15分） <ul style="list-style-type: none"> a．売買代金1,000万円以下 本所又は東京、大阪証券取引所の売買立会における直近の約定値段等 b．売買代金1,000万円超 5,000万円以下 本所又は東京、大阪証券取引所の売買立会における直近の約定値段等から上下3%の範囲以内の値段 c．売買代金5,000万円超 本所又は東京、大阪証券取引所の売買立会における直近の約定値段等から上下7%の範囲以内の値段 ・上記以外の時間帯 本所又は東京、大阪証券取引所の売買立会における終値等を基準に上下7%の範囲以内の値段 <p>バスケット取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本所又は東京、大阪証券取引所の売買立会における終値等に基づき算出したバスケット構成銘柄の総売買代金を基準として上下5%の範囲以内の値段

項 目	内 容
7．取引方法	N - N E T（Q U I C K等情報ベンダーの開設する専用ネットワークを利用した電子システム）を用いた相対交渉方式等によって行う。
8．約定値段の単位	株券が1円単位、転換社債券が1銭単位。
9．約定成立通知	約定成立するごとに、N - N E T等により約定内容を通知する。
10．売買の停止	競争売買等市場において売買停止が行われた場合等に売買停止を行う。
11．過誤訂正等のための売買	顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って執行できなかった場合、あらかじめ本所の承認を受け、自己が相手方となって執行することが可能。
12．取引内容の公表	約定成立後、取引内容を公表する。ただし、約定代金が50億円を超える単一銘柄取引に係る約定の公表は、当該約定成立日の翌営業日の午後4時30分以降に行う。
13．決済方法	売買契約締結の日から起算して4日目決済（株券について配当落等として定める期日の売買、転換社債券について転換条件の変更として定める期日等の売買は5日目決済）及び当日決済（当事者が合意する場合には翌日も可）とする。
14．信用取引・貸借取引	相対交渉取引は、制度信用取引及び貸借取引並びに一般信用取引により行うことができる。